令和７年５月 28 日

稚内市長　工　藤　　広　様

稚内市観光振興のための新税に関する審議会
会長　今　井　太　志

観光振興のための新税導入の是非について（答申）

令和７年２月 12 日付け稚観光第 1634 号にて、貴職から諮問を受けましたこの件について、慎重に審議を重ねた結果、以下のとおり答申いたします。

記

１．審議結果

審議会は、これまでに計４回開催し、稚内市における観光振興のための新税導入の是非について、北海道および道内の先行自治体における宿泊税の導入状況を共有しながら、観光地づくりへの課題の整理や、新たな財源の必要性などについて審議を行い、地域課題の解決や観光振興に向けた使途の方向性など、各委員の知識と知見に基づいた様々な意見が交わされ、議論を深めてきた。

また、道内の観光業を鑑みると、各地域の特性やポテンシャルを活かした取り組みにより、今後も都市間の差別化が一層進むことが想定され、その上で、稚内市が新たな財源に基づく観光振興策を展開していくことは、将来にわたり、持続的かつ魅力ある観光地づくりに必要なことである。

このことを実現するためには、安定的かつ目的に即した新たな財源の確保が不可欠であり、観光振興のための新税を導入することが望ましいとの結論に至った。

２．付言事項

新税として宿泊税を導入する場合にあっては、直接関係する宿泊者及び宿泊事業者の理解が得られる制度設計のほか、税収を財源とした使途が重要であることは、審議会における共通認識である。

したがって、今後の制度設計や運用にあたっては、以下の事項に十分配慮することを付言する。

（１）宿泊事業者の負担軽減が図られる制度設計が必要と考える。

（２）新たな観光振興策は観光関連事業者と意見交換を行いながら検討することが必要と考える。

（３）宿泊税導入後も一定期間ごとに制度全体を検討することが必要と考える。